

2026年度 外国人奨学生募集要項

本事業は、「学びを通して、何らかの形で社会に役立ちたい。リーダーシップを発揮して人類の安心・平和に貢献したい。それを実現するための留学である」という目的・目標が明確な留学生を支援します。

I. 応募資格

1. 当財団の指定する大学に在学し、大学学長より推薦が受けられる
2. 当財団の指定する大学に在学し、指導教授より推薦が受けられる
3. 人物、学業ともに優れ、進級、卒業が可能である
4. 留学生活に奨学助成を必要とし、他財団から奨学金の助成を受けていない
5. 次の①から⑤のいずれかを専攻している
 - ① 日本語学・日本文学・日本文化・日本語教育・翻訳通訳等に関連する分野
 - ② 放送・報道・新聞等、マスコミ・情報に関連する分野
 - ③ 経済・経営等に関連する分野
 - ④ 道德・倫理・社会福祉等に関連する分野
 - ⑤ その他人文・社会科学・教育・体育等に関連する分野等
6. 国家国情の相違を超えて人類の安心・平和・幸福に貢献することを志している
7. 卒業後の将来計画が明確で、日本の良き理解者として国際的発信力を身につける素養・意欲がある
8. 卒業後、母国に帰り自国の発展への貢献と、国際平和構築を志している
9. 次年度に大学院1年次以上に在学することになっている
※次年度の学年が、標準修業年限内の者に限る
※大学から同大学大学院博士課程前期または後期進学決定者を含む
10. 応募時の年齢が、満35才以下である
11. 居住地が確定し常に連絡がとれ、財団の会合・行事に参加できる
12. 官公庁、企業から派遣の留学生ではない
13. 日本語での意思疎通、文章記述が可能である(日本語能力検定N2相当推奨)

※大学院による授業料免除等の優遇がある場合も応募は可能です。

II. 奨学生としての義務

1. 隔月1回、代表理事へ連絡ツール(LINE WORKS)での近況報告
2. 年に数回、エッセイ(自由課題もしくは指定課題)の提出
3. 財団の会合・行事への出席
 - 4月 2026年度キックオフ
 - 6月 歌舞伎鑑賞教室

- 9月 奨学生交流会
- 11月 古都鎌倉探訪(仮)
- 3月 2026年度クロージング

4. 2026年度修了時の期末レポート提出
5. 奨学金支給終了後も、同窓生として財団との連絡及び活動協力の継続

III. 奨学金支給内容

奨学金	月額10万円
支給期間	最長24ヶ月（2026年4月から2028年3月） ※支給の詳細は「外国人留学生 奨学金支給規程」による
採用人数	新規若干名
指定大学 (五十音順)	上智大学、東京外国語大学、筑波大学、日本女子大学、日本体育大学、麗澤大学

IV. 応募方法

1. 当財団公式ホームページ内「外国人留学生への奨学金」より応募書類フォーマットをダウンロードしてください。(http://sakaguchi-isf.or.jp/recruitment-foreign.html)
2. 応募書類を作成し(後掲「応募書類」参照)、各大学留学生課に提出してください。留学生課から当財団に提出されます。
3. 面接の日程・選考結果は各大学留学生課を通じて通知します。
4. 応募期間: **2025年11月5日(水) 留学生課 締め切り**

V. 応募書類

~~① (様式1)大学学長推薦書~~

~~② (様式2)指導教授推薦理由書 ※学校推薦者には後日、指導教授推薦理由書をご提出いただきます。
日本語以外による記述の場合は、日本語訳を添付してください。~~

③ (様式3)奨学金支給申請書

顔写真は、面接時の本人確認のため応募時から3ヶ月以内に撮影された無加工の写真を使用してください。

④ (様式4)身上書

⑤ (様式5)留學生活の状況

⑥ (様式6-①)留學の動機

⑦ (様式6-②)研究テーマ

⑧ (様式6-③)卒業後(帰国後)の将来計画

⑨ 成績証明書

大学から同大学大学院博士課程前期または後期進学決定者の場合、進学決定を証明するものを添付してください。

⑩ 住民票

VI. 応募に関する注意事項

1. 応募書類のうち、③は手書き、④～⑧はPC入力で、必ず本人が日本語で正確に記入してください。
2. 提出書類は結果の如何に拘らず返却いたしませんのでご了承ください。
3. 申請書類上の個人情報につきましては、当財団奨学生選考以外に使われることはありません。
4. ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。
 - ① 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出
 - ② 審査の過程において、申請内容の確認や奨学金重複受給確認のため、大学担当者及び奨学金団体へ照会する場合
5. 必要書類に一つでも不足があった場合は審査の対象になりません。
6. 審査の内容・経過に関するお問合せにつきましては応じかねます。

VII. 選考スケジュール

1. 募集締切: **2025 年 11 月 5 日 (火) 留学生課 締め切り**
この日までに各大学からの応募書類が財団に到着すること。
2. 書類審査: 2025年 12月
書類審査を行います。
3. 選考審査: 2026年 1月上旬
選考・審査委員会で選考します。
3. 面接試験: 2026年 1月上旬
当財団代表理事による面接試験を東京都内またはZoomで実施します。
4. 結果通知: 2026年 1月中旬
結果は大学へ通知します。

以上

【提出先】 留学生課 留学生生活係

TEL: 042-330-5185 Email: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp

受付時間 平日 9:00～16:30 (土日祝日等を除く)

※応募書類の③は手書き、④から⑧はPC入力です。

③から⑩の申請書類を 2025 年 11 月 5 日 (水) までに留学生課窓口までご提出ください。

④から⑧は **WORD** ファイルも留学生課までメールにてお送りください。

外国人留学生 奨学金支給規程

当財団が指定する大学の学長推薦により応募した私費外国人留学生の中から、当財団選考・審査委員会の選考会議並びに代表理事面接の結果、奨学生に決定した留学生に対して次の通り奨学金を支給します。

1. 奨学金の支給額とその用途

1 人につき月額 10 万円。奨学金の用途は問いませんが、学業と研究及び健全な生活を営むために必要な範囲に留めておくという奨学生としての良識的な判断を前提としています。

2. 奨学金支給期間

毎年4月より最長 24 ヶ月間。

但し、次の場合、期間を短縮し、事由が起きたときまでの支給とします。

- (1) 最終学年で奨学生になり一年間で卒業・修了する場合、または卒業後上級課程に進学しない場合。
- (2) 成績その他の理由により留年する場合。
- (3) 支給期間中に修了・退学・指定校以外に転校・指定学部以外に転籍の場合。

3. 支給の方法

毎月 25 日に、本人の申告による日本国内の本人名義の銀行口座に振込支給をします。

(25 日が金融機関の休業日(土、日、祝日)にあたる場合はその直前の営業日に振込します。)

4. 支給の打ち切り

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を打ち切ります。

この場合すでに支給した奨学金の一部又は全額を返還させることがあります。

- (1) 応募書類の記載事項に、後日虚偽が発見されたとき。
- (2) 学業成績が低下して、進級の見込みがないと大学・大学院が判断したとき。
- (3) そのほか奨学生として資格要件を失ったとき(但し年齢条件は除く)。

5. 支給停止、休止

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を停止、又は休止することがあります。

この場合、すでに給付した奨学金の一部又は全部を返還させることがあります。

- (1) 長期欠席または休学するときはその期間支給を休止します。但しその理由が消滅したときは、残余期間のみに限り復活することがあります。復活後も、支給休止期間の奨学金は支給しません。
- (2) 奨学生として学業の遂行、または奨学生としての義務履行、財団との日常の連絡や課題提出の遅れなど素行が不適当と認められるときは支給を停止または保留する事があります。復活後も、支給停止または保留期間の奨学金は支給しません。

以上